

固定式消火装置の承認指針に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式消火装置の承認指針に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章及び火災安全設備コード（FSS コード）において、種々の固定式消火装置の要件について規定されており、これらの固定式消火装置の性能基準及び試験手順等を規定した承認指針が回章されている。

しかしながら、性能試験及び承認基準が明確でないこと等の理由から、IMO 防火小委員会において、これら承認指針の総合的な見直しが行われた。その結果、IMO 第 84 回海上安全委員会（MSC84）において、各種固定式消火装置に対する承認指針又はその改正が承認され、MSC.1/Circ.1267, MSC.1/Circ.1269, MSC.1/Circ.1270 及び MSC.1/Circ.1272 として回章されている。

今般、本会が適当と認める固定式消火装置について、対応する Circular で改正された承認指針に従ったものとするよう改めた。

改正内容

- (1) 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に設置するその他の固定式消火装置については、MSC.1/Circ.1272 に従ったものとするよう改めた。
- (2) 機関室及び貨物ポンプ室用の同等固定式消火装置について、MSC.1/Circ.1267 で改正された MSC/Circ.848 に従ったものとするよう改めた。
- (3) 機関室及び貨物ポンプ室用の同等固定式消火装置について、MSC.1/Circ.1270 に従った固定式エアロゾル消火装置を認める旨を新たに規定した。
- (4) 機関室及び貨物ポンプ室用の固定式加圧水噴霧消火装置及び同等水煙消火装置については、MSC.1/Circ.1269 で改正された MSC.1/Circ.1165 に従ったものとするよう改め、MSC.1/Circ.1269 によって担保される要件を削除した。